2021.10月号

知的財産ニュースレター

Intellectual Property Newsletter No.58

Contents

特許侵害

均等侵害の第1要件を欠くとして特許権侵害を否定した事例

大阪地裁（26部）令和3年5月20日判決〔硬貨の製造方法事件〕

審決取消

発明の効果の顕著性の判断の在り方に関し
最高裁判決を踏まえつつ判示した知財高裁判決

知財高裁（4部）令和3年8月31日判決〔骨粗鬆症治療剤事件〕

商　標

「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む音商標について
商標法4条1項8号該当性を否定した知財高裁判決

知財高裁（1部）令和3年8月30日判決〔マツモトキヨシ事件〕

事務所 News

セミナーのご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

均等侵害の第1要件を欠くとして特許権侵害を否定した事例

和田 祐以子
PROFILEはこちら

大阪地裁(26部)令和3年5月20日判決(令和2年(ワ)第2956号)裁判所ウェブサイト〔硬貨の製造方法事件〕

裁判例はこちら

本件訴訟は、発明の名称を「硬貨の製造方法」とする特許(「本件特許」。本件特許に係る請求項1記載の発明を「本件発明1」、請求項2記載の発明を「本件発明2」、併せて「本件各発明」)に係る特許権(「本件特許権」)を共有する原告(X)らが、被告(Y)がY製品の製造に当たり使用する方法(「Y製造方法」)が本件各発明の技術的範囲に属し、YによるY製造方法の使用及び同使用によるY製品の製造等の行為が本件特許権を侵害するとして、Yに対し、特許法100条1項に基づくY製品の製造等及びY製造方法の使用の差止並びにY製品の廃棄、民法709条による不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案です。

本件発明1を構成要件に分説すると、次のとおりです。

A　遊戯場で使用される硬貨の製造方法であって、

B　硬貨をプレスして表面に模様を表すための金型の表面に、

C　金型の厚み方向及び任意の角度の斜め方向へ切削可能な同時三軸制御NCフライス機を用い、金型に対して一定のパターンで切削深さと角度を変えながら金型表面上を移動させ、傾斜面を含む特定のパターンを金型上に描き、これを金型表面全体に繰り返すことにより繰り返し模様からなる地模様を形成すること、及び、

D　平面彫刻機により硬貨の表面に浮き出る文字、図形等の模様に対応する部分を切削することによって、

E　得られた金型の凹凸部を含む表面全体を金属製ブラシを回転させながら磨き込んだ後、

F　この金型を用いてプレスすることによって、硬貨の表面に立体的な幾何学的地模様と、この幾何学的地模様から浮き出る文字、図形等の模様を得ることを特徴とする硬貨の製造方法

本件各発明は、遊戯場で使用される硬貨の製造方法であり、硬貨をプレスして表面に模様を表すための金型の表面に、三軸制御NCフライス機を用いて、繰り返し模様からなる地模様を形成した上で(工程数としてはプレス金型を作製するという1つ)、この金型を用いてプレスすることにより、硬貨の表面に立体的な幾何学的地模様と文字図形模様を得ることを可能にした発明です。他方で、Y製造方法は、遊戯場で使用される硬貨の製造方法であるという点では本件各発明と共通するものの、原金型に関する工程とプレス金型に関する工程という2つの工程があり、原金型の表面に地模様及び地模様以外の模様に対応する部分を切削加工により作製するという特徴を有していたところ、かかるY製造方法の工程について、本件発明の各構成要件の充足性が問題になりました。

本件訴訟においては本件各発明の技術的範囲への属否判断につき文言侵害・均等侵害の成否が争点となり、裁判所は、文言侵害及び均等侵害は不成立として、Xらの請求を棄却しました。以下では、均等侵害の成否に的を絞り(均等侵害の成否の判断に影響する限りで文言侵害の判断にも触れ)、裁判所の判断を記載します。

(1)　文言侵害の成否

➢　Xらは、構成要件B、C、E及びFの「金型」が1つに限定されず、プレス金型及びこれを作製するための原金型が包摂されていると主張する。しかし、本件各発明に係る特許請求の範囲及び本件訂正明細書の記載によれば、「金型」は「プレス金型」1つを意味すると解される。

(2)　均等侵害の成否

➢　均等侵害の第1要件について、特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成

次ページへ続く ↗

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

する特徴的部分であると解すべきであり、また、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段とその効果を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定される。

- 本件各発明の本質的部分について、以下のとおり認められる。従来、硬貨の表面に描かれた模様は、硬貨を製造するプレス機に設置されるプレス金型に予め彫り込まれ、硬貨をプレスする際、硬貨の表面に金型の凹凸が反転して表現されていたところ、プレス金型に対して硬貨の表面に浮き出る部分は、平面彫刻機で彫り込みを行っていた。そして、平面彫刻機による彫り込みによっては達せられない硬貨の装飾効果を得るために、図形等の部分を除いた硬貨の地模様に対応する部分は、平面仕上げ、鏡面仕上げ、ナシ地仕上げを行っていたが、総じて変化に乏しく、また、メダル遊戯機で使用される硬貨は、コスト等により高価な金属の使用が難しく、表面の輝きが鈍いものが多いという課題があった。
- 本件各発明は、上記課題に対し、硬貨の表面の地模様に立体彫りによる変化を起こし、硬貨の輝きを増し、硬貨の装飾価値等を高めることを目的とする。具体的には、本件発明1は、切削深さを任意に変えられる同時三軸制御NCフライス機を、金型の表面に対して一定パターンで切削を繰り返すことにより硬貨の地金部分に立体的な幾何学的模様からなる新たな地模様を描き出し、硬貨の装飾価値を高めるものである。
- 以上を踏まえると、少なくとも、構成要件C「金型の厚み方向へ切削可能な」切削工具「を用い、金型に対して一定のパターンで切削深さと、水平面に対する金型の切削角度と、を変えながら金型表面上を移動させ、傾斜面を含む特定のパターンを金型上に描き、これを金型表面全体に繰り返すことにより繰り返し模様からなる地模様を形成すること」は、従来技術には見られない特有の技術的思想を有する本件各発明の特徴的部分すなわち本質的部分である。
- (1)のとおり、本件各発明における構成要件B、C、E及びF「金型」はプレス金型を意味する。また、Y製造方法が原金型に関する工程とプレス金型に関する工程という2つの工程を含むこと、機械を用いて原金型の表面に地模様及び地模様以外の模様に対応する部分を切削加工により作製することは、当事者間に争いがない。これらを踏まえると、本件各発明においては、プレス金型の厚み方向へ切削可能な切削工具を用い、プレス金型に対して一定のパターンで切削深さと、水平面に対するプレス金型の切削角度と、を変えながらプレス金型表面全体に繰り返すことにより繰り返し模様からなる地模様を形成し、こうして得られた原金型からプレス金型を得る点で相違する。そうすると、Y製造方法は、本件各発明の本質的部分を共通に備えているとはいえない。
- したがって、本件各発明とY製造方法の相違部分は、本件各発明の本質的部分に当たることから、Y製造方法は均等侵害の第1要件を欠く。

本判決は、従前の課題や本件各発明の目的等を丁寧に認定し、均等侵害の第1要件「本質的部分」について判断している事案としてご紹介いたしました。

⬅ 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

発明の効果の顕著性の判断の在り方に関し最高裁判決を踏まえつつ判示した知財高裁判決

重冨 貴光
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和3年8月31日判決(令和2年(行ケ)10132号)裁判所ウェブサイト〔骨粗鬆症治療剤事件〕

裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「骨粗鬆症治療剤ないし予防剤」とする特許権(特許第6275900号)の無効審判請求を不成立(特許有効)とした審決の取消訴訟です。

訴訟において審理された本件発明[1]に係る請求項は以下のとおりです。

1回当たり200単位のPTH(1-34)酢酸塩が週1回投与されることを特徴とする、PTH(1-34)酢酸塩を有効成分として含有する、骨粗鬆症治療剤ないし予防剤であって、下記(1)～(4)の全ての条件を満たす骨粗鬆症患者を対象とする、骨折抑制のための骨粗鬆症治療剤ないし予防剤;

(1) 年齢が65歳以上である

(2) 既存の骨折がある

(3) 骨密度が若年成人平均値の80%未満である、および／または、骨萎縮度が萎縮度I度以上である

(4) クレアチニンクリアランスが30以上50未満ml/minである腎機能障害を有する。

訴訟では、審決の取消事由として①明確性要件判断の誤り、②実施可能要件判断の誤り、③進歩性判断の誤りが主張されました。裁判所は進歩性判断の誤りがあるとして、審決を取り消しましたので、この判断部分(特に、本件発明の効果に関する容易想到性判断部分)をご紹介します。

【相違点1(構成)の容易想到性】

特許庁審決は、本件発明と主引用発明である甲7文献[2]記載の発明(「甲7発明」)との相違点1が容易想到ではないと判断し、その他の相違点に判断するまでもなく進歩性を肯定しました。この相違点1は以下のとおりです。

本件発明の対象患者が「(1)年齢が65歳以上である」、「(2)既存の骨折がある」、「(3)骨密度が若年成人平均値の80%未満である、および／または、骨萎縮度が萎縮度I度以上である」、「(4)クレアチニンクリアランスが30以上50未満ml/minである腎機能障害を有する」との全ての条件(「本件4条件」といい、このうち、同(1)ないし(3)の条件を「本件3条件」といい、各条件を番号に従い「本件条件(1)」のようにいい、本件条件(4)の腎機能障害を「中等度腎機能障害」という。)を満たす骨粗鬆症患者であるのに対し、甲7発明の対象患者がそのような患者であることまでは特定されていない点

裁判所は、相違点1に関し、〈1〉甲7発明で投与対象とされた患者は厚生省により提唱された1989年診断基準で骨粗鬆症と診断された患者であるところ、甲7発明に接した当業者は、本件発明の基準日(国際出願日2010年9月8日)までに公表されたより新しい診断基準を参酌しながら対象患者を選別するとし、より新しい診断基準(1996年診断基準)は本件条件(2)(3)と同じであること、〈2〉骨粗鬆症患者は加齢を重ねた患者であることは明らかであり、高齢者として65歳以上の者を選択することは常識的なことであるとして、本件3条件を満たす患者を対象とすることは当業者に格別困難であるとはいえないと判断しました。また、〈3〉本件条件(4)は重症の腎機能障害患者を投与対象から除外する条件であるところ、裁判所は、①甲7文献にて重度の腎機能障害患者を除くと明記されていることから軽度中等度の腎機能障害患者が相当程度含まれていると当業者は認識すること、②本件発明の基準日以前に腎機能正常者と軽度中等度の腎機能障害患者との間でPTH製剤の投与によって発生する有害事象の発生割合に差がなかったことが知られていたことに照らせば、当業者が甲7発明の投与対象患者の中から本件条件(4)の中等度の腎機能障害患者を対象として選定することも格別に困難であるとはいえないとし、相違点1は容易想到であると判断しました。

[1] 特許権者は無効審判請求事件において訂正請求を行っており、訂正請求後の発明をいいます。
[2] ヒト副甲状腺ホルモン(1-34)の骨粗鬆症に対する間欠週1回投与の効果:3種類の投与量を用いた無作為化二重盲検前向き試験(Osteoporosis International, Vol.9 p.296-306, 1999)

次ページへ続く ↗

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【効果の顕著性について】

特許権者(被告)は、進歩性主張に際し、以下に示す効果①乃至③は、当業者が予測することができなかった顕著な効果を奏するものであると主張しました。

① 本件3条件を全て満たす患者に対する顕著な骨折抑制効果(「効果①」)

② 本件条件(4)を満たす患者に対する副作用発現率と血清カルシウムに関する安全性が腎機能が正常である患者に対する安全性と同等であるという効果(「効果②」)

③ BMD増加率が低くてもより低い骨折相対リスクが得られるとの効果(「効果③」)

これに対し、裁判所は、まず、発明の効果に関し、以下のような判断基準を示しました(下線は筆者による)。

発明の効果が予測できない顕著なものであるかについては、当該発明の特許要件判断の基準日当時、当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測することのできなかったものか否か、当該構成から当業者が予測することのできた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から検討する必要がある(最高裁判所平成30年(行ヒ)第69号令和元年8月27日第三小法廷判決・集民262号51頁参照)。もっとも、当該発明の構成のみから予測できない顕著な効果が認められるか否かを判断することは困難であるから、当該発明の構成に近い構成を有するものとして選択された引用発明の奏する効果や技術水準において達成されていた同種の効果を参酌することは許されると解される。

そのうえで、裁判所は、効果①乃至③に関して検討し、以下のとおり判示しました。

効果①に関し、明細書(実施例含む)をみても、本件3条件を全て満たす患者と定義付けられる高リスク患者に対する骨折抑制効果が、本件3条件の全部又は一部を欠く者と定義付けられる低リスク患者に対する骨折抑制効果よりも高いということを理解することはできず、効果①は明細書の記載に基づかないから、効果①を予測することのできない顕著な効果という余地はない。

効果②に関し、本件発明の基準日当時の各文献によれば、PTHに関して軽度中等度の腎機能障害者と腎機能正常者との間では薬物の有害反応発現強度が異ならないと理解されていたこと等に鑑みれば、効果②は甲7発明と用量・用法・有効成分等が同じである本件発明の構成から当業者が予測し得る範囲内のものである。

効果③に関し、明細書にはBMD増加率と骨折相対リスクとの関係を記載した部分は見当たらず、効果③は明細書の記載に基づかない。

以上より、裁判所は、相違点1が容易想到できないとした審決の判断に誤りがあるとして、審決を取り消しました。

本判決でも言及されているとおり、進歩性判断における発明の効果の顕著性に関しては、最判令和元年8月27日(局所的眼科用処方物事件判決)において、顕著性判断にあたり、対象発明の効果と、当該対象発明の構成から当業者が予測することができた効果を比較すべきとして所謂「対象発明比較説」を採用することが明らかとされました。本判決も対象発明比較説を採用することを判示していますが、注目されることとして、具体的検討に際しては、当該発明の構成のみから予測できない顕著な効果が認められるか否かを判断することは困難であるから、当該発明の構成に近い構成を有するものとして選択された引用発明の奏する効果や技術水準において達成されていた同種の効果を参酌することは許されると判断しています。この判断に基づいて、効果②に関し、本件発明の構成に近い構成を有するものとして選択された引用発明等の文献の効果を参酌し、本件発明の構成からの当業者の予測可能性を判断しています。

本判決は、最判令和元年8月27日(局所的眼科用処方物事件判決)を踏まえたうえでの発明の効果の顕著性判断の手法について、より一歩踏み込んで判断を示したものとして注目されます[3]。

[3] 本件と同日になされた関連事件(令和2年(行ケ)10004号及び令和2年(行ケ)10056号)でも同旨の判決がなされています。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商　標

「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む音商標について商標法4条1項8号該当性を否定した知財高裁判決

古庄　俊哉
PROFILEはこちら

知財高裁（1部）令和3年8月30日判決（令和2年（行ケ）第10126号）裁判所ウェブサイト〔マツモトキヨシ事件〕

裁判例はこちら

本件は、下記の音から成る商標（「本願商標」）について、第35類及び第44類の役務を指定役務としてなした商標登録出願の拒絶査定不服審判において特許庁がなした請求不成立審決（「本件審決」）につき、原告（株式会社マツモトキヨシホールディングス）が本件審決の取消を求めた審決取消訴訟です。

本願商標（音）

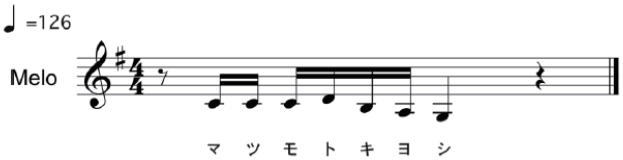

本件審決は、

① 本願商標は、音楽的要素及び「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音商標であるところ、ウェブサイトや「ハローページ」には、「マツモト」を読みとする姓氏及び「キヨシ」を読みとする名前の氏名の者が多数掲載されている実情があることからすると、本願商標を構成する「マツモトキヨシ」という言語的要素は、「マツモトキヨシ」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであるから、本願商標は、人の「氏名」を含む商標である。

② ウェブサイト及び「ハローページ」に示された「マツモトキヨシ」を読みとする氏名の者は、原告（請求人）と他人であると認められるが、原告は、当該他人の承諾を得ているものとは認められない。

③ したがって、本願商標は、「他人の氏名」を含む商標であり、かつ、その他人の承諾を得ているとは認められないものであるから、商標法4条1項8号に該当し、登録することができない。

④ 仮に本願商標が原告又はその子会社の商号の略称及び同子会社が経営するドラッグストア、スーパーマーケット及びホームセンターの店舗名を表すものとして一定の著名性があったとしても、かかる事実は本願商標の同号該当性の判断を左右するものではない。

と説示し、本願商標は商標法4条1項8号に該当するとして、本願商標の商標登録を認めませんでした。

これに対して、知財高裁は、以下のとおり判示し、本願商標は商標法4条1項8号に該当するとした本件審決の判断に誤りがあるとして、本件審決を取り消しました。

- 商標法4条1項8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護することにある。
- 音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、取引の実情に照らし、商標登録出願時において、音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないときは、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものといえないから、当該音商標は、同号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできない。
- 本願商標に関する取引の実情として、「マツモトキヨシ」の表示は、本願商標の出願当時（出願日：平成29年1月30日）、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の店名や株式会社マツモトキヨシ、原告又は原告のグループ会社を示すものとして全国的に著名であったこと、「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む本願商標と同一又は類似の音は、テレビコマーシャル及びドラッグストア「マツモトキヨシ」の各小売店の店舗内に

次ページへ続く ↗

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

おいて使用された結果、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の広告宣伝(CMソングのフレーズ)として広く知られていた。

- 上記の取引の実情の下においては、本願商標の登録出願当時、本願商標に接した者が、本願商標の構成中の「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音から、通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての「マツモトキヨシ」、企業名としての株式会社マツモトキヨシ、原告又は原告のグループ会社であって、普通は、「マツモトキヨシ」と読まれる「松本清」、「松本潔」、「松本清司」等の人の氏名を連想、想起するものと認められないから、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものとはいえない。
- 本願商標に接した者が、本願商標の構成中の「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音から、通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての「マツモトキヨシ」、企業名としての株式会社マツモトキヨシ又は原告のグループ企業であって、普通は、「マツモトキヨシ」と読まれる「松本清」、「松本潔」、「松本清司」等の人の氏名を連想、想起するものと認められない。
- 同号は、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名、名称等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定であり、当該音が一般に人の氏名を指し示すものとして認識されない場合にまで、他人の氏名に係る人格的利益を常に優先させることを規定したものと解することはできないことに鑑みると、本願商標に接した者が、「マツモトキヨシ」の言語的要素からなる音をドラッグストアの店名又は企業名としてのみ認識することがない以上は本願商標が同号の「他人の氏名」を含む商標に該当する、との解釈は妥当とはいえない。

特許庁は、音商標に言語的要素として氏名が含まれているか否かといった点から、商標法4条1項8号該当性を形式的に判断しているのに対して、本判決は、本願商標の出願時点における、原告の「マツモトキヨシ」という表示が著名であり、「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む本願商標と同一又は類似の音が広く知られていたという取引の実情を考慮して、本願商標を構成する「マツモトキヨシ」という音から人の氏名を連想、想起するものと認められないと判断しており、本願商標の著名性・周知性を踏まえて、本願商標に接した者がその音をどのように認識するかという実質的な判断を行うべきことを明らかにしているように思われます。

本判決は、音商標に氏名が含まれている場合の商標法4条1項8号該当性の判断において先例的価値を有する事案といえるのではないかと思います。なお、報道によれば、特許庁は、本判決に対する上告、上告受理申立てを断念したようです。

⬅ 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

事務所News

石津真二弁護士　帰国のご挨拶

2015年1月に当事務所入所以来、知的財産分野、特に特許訴訟を中心とした業務に従事してまいりましたが、2019年に留学のため渡米し、2020年にワシントン大学ロースクール知的財産法修士課程（IP LL.M. プログラム）を修了しました。その後、BARDEHLE PAGENBERG事務所ドイツ・ミュンヘンオフィスにて、主として欧州での知財争訟に関する実務研修を行い、この度帰国いたしました。

弁護士業務に復帰し，執務を開始いたしましたが、留学を経て培った経験を活かし、国内外の知的財産分野を中心にリーガルサービスを提供していきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士法人　大江橋法律事務所
弁護士　石津　真二

Who's Who Legal: Japan 2021にて当事務所の弁護士が高い評価を得ました

Law Business Research Ltdが発行するWho's Who Legal: Japan 2021において、当事務所の弁護士が知財部門を代表する弁護士として高い評価を得ました。

【弁護士】
重 冨　貴 光

【分野】
Global Leader /IP- Patents
National Leader/Japan- Intellectual Property

関連サイト（Who's Who Legal: Japan 2021）はこちらからご覧いただけます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

セミナーのご案内

オンライン

国際知財司法シンポジウム 2021 ～アジアにおける知的財産紛争解決～

日時・内容

① 2021年10月20日(水)13:30～17:00　裁判所担当パート　※重冨弁護士が登壇いたします。

特許権の間接侵害の国際比較

民事裁判における専門的知見の活用

② 2021年10月21日(木)10:00～18:00　法務省担当パート

商標権侵害に関する民事訴訟

模倣品に対する行政上のエンフォースメント

③ 2021年10月22日(金)15:00～18:00　特許庁担当パート

各国のAI、IoT関連発明の進歩性

仮想事例に基づく進歩性判断の各国比較

セミナーの詳細及び申し込み方法はこちらからご覧いただけます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。